

求職者等に対するハラスメントの防止に関する基本方針

公益財団法人湘南産業振興財団（以下「当財団」といいます。）は、採用活動、職場見学、実習、インターンシップその他求職活動に関するあらゆる場面において、求職者等に対するセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメント等のハラスメント行為を防止し、すべての求職者等が安心して応募・相談・見学等を行える環境づくりに努めるため、次の通り基本方針を定めます。

1. 基本方針

当財団は、求職者等の人格と尊厳を尊重し、ハラスメントのない公正な採用活動を実施します。求職者等に対する性的な言動、威圧的な言動、人格を否定する言動その他相手に不快感、不安、不利益等を与える行為を禁止します。

当財団は、求職者等に対するハラスメントの防止に努めるとともに、万一発生した場合には、行為者に対して厳正に対処します。

2. 禁止される行為

役員及び職員（当財団で働くすべての労働者）は、求職者等に対し、対面であるかオンライン（電子メール、SNS 等）であるかを問わず、次に掲げる不適切な言動を行ってはなりません。

（1）セクシュアルハラスメント

- ・性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問、発言（交際相手の有無、結婚・出産の予定など）
- ・不必要な身体への接触
- ・性的な言動への拒否や対応を理由に、選考結果を左右するような示唆
- ・採用の見返りに食事や交際、性的関係を迫る等の行為 など

（2）パワーハラスメント

- ・脅迫、名誉棄損、侮辱、ひどい暴言、執拗な非難、威圧的な行為
- ・他社への内定辞退を強要したり、選考の辞退を妨害したりする行為
- ・採用権限を背景に、不適切な個人的要求に応じさせる行為

（3）差別的な言動・プライバシーの侵害

- ・出身地、信条、宗教、人種、障害、性的指向、性自認（LGBTQ+等）に関する差別的な発言
- ・選考に関係のない個人情報（家族の職業、資産状況など）を執拗に聞き出す行為

3. 対象者

本方針は、以下の者を対象とします。

- ・採用応募者
- ・インターンシップ参加者
- ・実習生
- ・職場見学者
- ・紹介会社等を通じて接触する求職者
- ・その他、採用活動等に関係する者

4. 厳正な対処

求職者等に対してハラスメントを行った職員に対しては、速やかに事実関係を確認の上、就業規程に基づき、懲戒処分を含む厳正な措置を講じます。

5. 相談窓口の設置と適切な対応

求職者等が、ハラスメントに関する相談を躊躇なく行えるよう、専用の相談窓口を設置しています。

窓口担当者には人事担当者以外の者も含める等、相談者が利用しやすい体制を整えます。

相談の申出があった場合は、迅速かつ正確に事実関係の調査を行い、被害者への配慮の措置および再発防止策を講じます。

【相談窓口】

担当部署：総務課

電話番号：0466-21-3811

E-MAIL：zaidan@cityfujisawa.ne.jp

6. プライバシーの保護と不利益取扱いの禁止

相談者・行為者等関係者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じます。また、求職者等が相談を行ったこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として、当該求職者等に対して不採用とすることその他不利益な取扱いを行いません。

7. 周知・啓発

当財団は、本方針及び求職者等セクハラの防止について、研修の実施その他の方法により、役員及び職員に対して周知徹底を図ります。

令和8年10月1日

公益財団法人 湘南産業振興財団

理事長 相澤光春